

# 財団法人沖縄県防犯協会連合会寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人沖縄県防犯協会連合会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を那覇市旭町7番地

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、犯罪のない安全で住みよい社会の建設を理想として、県民の防犯思想の普及高揚を図るとともに各種防犯活動及び風俗環境浄化活動を積極的に推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防犯対策の調査研究に関すること。
- (2) 防犯広報及び防犯施設の拡充強化に関すること。
- (3) 防犯団体相互の連絡調整に関すること。
- (4) 優良防犯団体及び功労者の表彰に関すること。
- (5) 防犯活動に関する協力援助に関すること。
- (6) 少年の健全育成及び非行防止活動の協力援助に関すること。
- (7) 風俗環境浄化活動の協力援助に関すること。
- (8) 防犯及び善良の風俗保持等に関する行政機関等から委託を受けた事業に関すること。
- (9) 風俗に関する苦情の処理及び法令遵守のための啓発活動に関すること。
- (10) その他前条の目的を達成するのに必要な事業に関すること。

## 第3章 資産及び会計

### (資産の構成)

第5条 本会の資産は次のとおりです。

- (1) 設立当初の財産目録記載の財産
- (2) 寄附金品
- (3) 補助金
- (4) 賛助会費
- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

### (資産の種別)

第6条 本会の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産として指定して寄附された財産
- (3) 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (資産の管理)

第7条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決を得て会長が定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署又は、確実な金融機関に預け入れ、もしくは信託会社に信託し、あるいは国債、公債等確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

### (特別会計)

第8条 本会は、理事会の議決により、特別会計を設けることができる。

### (借入金)

第9条 本会が借入金をしようとするときはその会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事3分の2以上の議決を得なければならない。

### (基本財産の処分の制限)

第10条 基本財産は、これを処分し、又は、担保に供することはできない。ただし、本会の事業遂行上、やむをえない理由があるときは理事会の3分の2以上の同意を得、かつ沖縄県知事の承認を得て、これを処分し、担保に供することができる。

### (経費の支弁)

第11条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て沖縄県知事に届けなければならない。事業計画、及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第14条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支決算)

第15条 本会の収支決算は、毎会計年度終了後3か月以内に会長が財産目録、貸借対照表及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て理事会の承認を得、沖縄県知事に報告しなければならない。

2 本会の収支決算に剰余金が生じたときは、理事会の議決を経て、その全部、もしくは一部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

## 第4章 会 員

(会員の種別)

第16条 本会に会員を置き、その種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員 各地区防犯協会
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人、法人又は団体で理事会において承認されたもの。
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦されたもの。

## 第5章 役 員

(役員の種類)

第17条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理 事 20人以上25人以内(会長、副会長及び専務理事を含む)
- (5) 監 事 3人

(名誉会長)

第17条の2 本会に、名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、本会に特別な功労がある有識者のうちから、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 名誉会長は、会長の諮問に応じ、本会の会議に出席して意見を述べるができる。

(役員を選任)

第18条 会長及び副会長は、理事の中から理事会において互選する。

- 2 理事及び監事は、理事会において選任する。
- 3 専務理事は、理事会の承認を得て会長が選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第19条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の会務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員任期)

第20条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号に該当する場合には、理事会において出席理事3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し理事会前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があるとみとめられるとき。

(報酬及び費用弁償)

第22条 役員は、無報酬とする。ただし、専務理事には、報酬を支給することができる。

- 2 役員は、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項の規定による、報酬及び費用弁償に関して必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第23条 本会は、顧問及び参与をおく。

2 顧問は学識経験者、参与は本会の事業に関する行政関係職員のうちから理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応じ、参与は本会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(委員会)

第24条 本会は、理事会の議決を得て専門事項を調査又は審査するための委員会をおくことができる。

2 委員会の委員は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、別に会長が定める。

## 第6章 会 議

(理事会)

第25条 理事会は、理事をもって構成し、この寄附行為に別に規定するもののほか、本会の運営に関する重要な事項を審議議決する。

(理事会の招集)

第26条 理事会はこの寄附行為に定めるもののほか、随時、必要に応じて会長が招集する。

2 理事現在数の3分の1以上、又は監事から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は、理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合は、理事に対して、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(理事会の定足数)

第28条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第29条 理事会の議決は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理委任等)

第30条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、代理人に表決を委任することができる。この場合、その理事は前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

2 会長は、簡易な事項、又は緊急を要する事項であっても会議を招集する必要がないか、又は招集するいとまがない時は、書面を送付して賛否を求め、これをもって会議に代えることができる。

この場合において、その後、開かれる最初の理事会に報告して、承認を得なければならない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決責任者を含む)
- (4) 会議の議決事項
- (5) 会議の議事経過、要領及び発言者の発言要旨

2 議事録には、議長及び会議に出席した理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第7章 事務局

(設置等)

第32条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 主事又は書記 若干名

3 事務局の職員は、会長が任免する。

4 事務局長は、専務理事が兼ねることができる。

5 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第33条 この法人の事務所には、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これに代わる帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、顧問、参与、その他職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) その他必要な書類及び帳簿

2 前項の書類及び帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第5号の帳簿書類は10年、同項第7号及び第8号の書類及び帳簿は、1年保存とする。

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会において、理事総数の3分の2の議決を経、かつ、沖縄県知事の認可を得なければ変更することはできない。

(解散)

第35条 本会は、民法68条第1項第2号から第4号までの規定のほか、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を経、かつ沖縄県知事の許可があったときに解散する。

2 解散後の残余財産は、理事会の議決を経、かつ、沖縄県知事の許可を得て類似の目的を持つ他の団体に寄附するものとする。

(委任)

第36条 この寄附行為に規定するもののほか、本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会の議決を経て、別に会長が定める。

附 則

1 この寄附行為は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この法人の創立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和62年3月31日までとする。

3 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第12条の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。

4 この法人の設立当初の役員は、第18条の規定にかかわらず設立者の定めるところによるものとし、その任期は、昭和62年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成6年3月23日から施行し、改正後の財団法人沖縄県防犯協会連合会寄附行為の規定は、平成5年11月22日から適用する。

附 則

この寄附行為は、平成11年4月23日から施行する。